

(令和8年度版) 他の助成事業との併用について

・補助金は、国又は市町村が実施する他の住宅に対する助成制度と重複して申請する場合、当該補助金の別表第1に定める分類は以下のとおり適用します。

(1) 補助対象経費が重複する国補助事業を利用して、新築又は増築を行う場合：**定額補助タイプ**

【併用の例】

区分	国の助成制度	こうちの木の住まいづくり助成事業
新築	みらいエコ住宅2026事業	定額補助タイプ

(2) (1) 以外：**積上補助タイプ**（ただし、積算した補助金額と他の助成制度による補助金額の合計額のうち県産木材の購入に要した経費が当該住宅に係る県内産乾燥木材の購入に要する経費の額を超えない場合のみ申請可能とする。）

【併用の例】

区分	国、市町村の助成制度	こうちの木の住まいづくり助成事業
新築	国：給湯省エネ2026事業	積上補助タイプ
新築	市町村：地域産材利用促進事業	
リフォーム	国：先進的窓リノベ2026事業	
リフォーム	市町村：住宅耐震化促進事業	

※1 併用する事業の交付決定通知書等を提出してください。

※2 市町村の地域産材利用促進事業を利用する場合は、以下を確認してください。

$$\boxed{\text{住宅に係る木材購入費}} \geq \boxed{\text{木の住まい補助金}} + \boxed{\text{市町村補助金}}$$

※3 地域産材利用促進事業以外を利用する場合は、補助対象経費が分かれていることが確認できる資料を求める場合があります。